

家庭用廃食油回収の再開について

ラードなどの動物性油や不純物が多い油の持込み、油以外のゴミ投入が多い状態が続いていたことから一時中止していた家庭からの廃食油の回収・リサイクルを、令和2年9月より再開いたします。ご家庭の使用済みまたは未開封の食用油をお持ちください。

※事業所（飲食店、小売店、工場など）から出る油は、回収の対象となりませんのでご注意ください。

【回収ボックスへの出し方】

1. 天かすなどの不純物を取り除いてください。
2. 油をよく冷ました後に、十分に水気を切った500mlペットボトルに移してください。
その他の容器（元々、油が入っていた容器等）での回収は、未開封の食用油以外行いません。
3. ペットボトルのキャップをしっかりと締めてください。
4. 役場正面玄関の回収ボックスにペットボトルを入れてください。

【回収できないもの】

1. 動物性油脂（バター、ラード、加工油等）
2. 室温で固まっている植物性油脂（ショートニング、マーガリン等）
3. 鉱物油、化学合成油（重油、灯油、軽油、ガソリン、エンジンオイル等）

【お問い合わせ】 総務課企画統計係（68-2111）

自衛官募集

募集項目	資格	受付期間	試験日
防衛大学校 学生 (一般採用)	・R3年4月1日現在 18歳以上21歳未満 の者 高卒者（見込み含む） 又は高専3年次修了者 （見込み含む） 詳しくはお問い合わせ ください。	R2年7月1日 ） R2年10月22日	1次：R2年11月7・8日 2次：R2年12月8日～12日 のうち指定された日
防衛医科 大学校学生 (医学科)		R2年7月1日 ） R2年10月7日	1次：R2年10月24・25日 2次：R2年12月9日～11日 のうち指定された日
防衛医科 大学校学生 (看護科)		R2年7月1日 ） R2年10月1日	1次：R2年10月17日 2次：R2年11月28・29日 のうち指定された日

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受付期間及び試験日が変更・延期される場合があります。

詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所まで TEL 0125-22-2140

【URL <http://www.mod.go.jp/pco/sapporo>】

指定管理者の募集

浦臼町では、下記施設の指定管理者の募集を行いますので、お知らせいたします。

1. 浦臼町農産物処理加工施設「ジュース等製造施設」
2. 浦臼町農産物処理加工施設「ブドウ果汁施設」
3. 田園空間博物館「石造り倉庫」

■募集期間 令和2年9月1日から令和2年10月15日まで

※なお、募集内容、詳細等については下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 産業振興課 農政係 TEL 68-2114 FAX 68-2285

元気にあいさつをしましょう!!

令和2年国勢調査を実施します



国勢調査 2020



- 国勢調査は、2020年(令和2年)10月1日現在、日本に住民登録されているすべての人及び世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどしてお配りします。
- 回答は、できる限りインターネットでお願いします(郵送も可能です)。
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。

インターネット回答期間

9/14(月) → 10/7(水)

調査票(紙)での回答期間

10/1(木) → 10/7(水)

国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。
<https://www.kokusei2020.go.jp/>



総務省・北海道・浦臼町

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、浦臼町職員の懲戒処分の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和2年8月31日

浦臼町長 川畑 智 昭

(本人)

所 属 名	総務課	職名	主査	年齢	35歳	性別	男
事案の概要	支出処理を怠り停滞させ関係企業に多大な迷惑を及ぼし、その過失を隠蔽する目的で無断で決裁印を押印し支払処理を行った。						
処分の内容	懲戒処分 停職4月間						
処分の理由	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項第2号及び第3号						
処分年月日	令和2年9月1日						

(管理監督者)

所 属 名	総務課	職名	主幹	年齢	46歳	性別	男
事案の概要	担当職員の不適切な事務処理を防止、改善することができず、管理監督者としての義務を怠ったため。						
処分の内容	訓 告						
処分の理由	職員の懲戒処分等に関する基準第4条第3号						
処分年月日	令和2年9月1日						

(管理監督者)

所 属 名	総務課	職名	係長	年齢	39歳	性別	男
事案の概要	担当職員の不適切な事務処理を防止、改善することができず、管理監督者としての義務を怠ったため。						
処分の内容	厳 重 注 意						
処分の理由	職員の懲戒処分等に関する基準第4条第3号						
処分年月日	令和2年9月1日						

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!